

平成 25 年 7 月 29 日

各 位

株式会社ジェクシード (URL http://www.gexeed.co.jp) 代表者名 代表取締役社長 細井 一雄 (コード番号:3719)

問合せ先 管理本部長 佐伯 正勝

電話番号: 03-5456-3051

## 訴訟 (反訴) の提起に関するお知らせ

当社は、平成 25年2月 14 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示いたしました報酬金請求事件(原告:小宮清、以下「本訴」といいます。)に関して、本日小宮清氏に対し反訴を提起いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

## 1. 反訴に至った経緯

当社は、平成25年2月14日に開示をしました「訴訟の提起に関するお知らせ」の通り、小宮清弁護士(以下「小宮弁護士」といいます。)より訴訟の提起を受けております。これは、当社が平成21年3月23日に開示をしました「当社元代表取締役および当社元取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」(①事件といいます。)及び「当社元代表取締役及び当社取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」(②事件といいます。)の開示にかかる各訴訟事件において小宮弁護士が代理人に就任していたところ、同訴訟において当社を代表していた監査役(当時)が、訴訟係属中に小宮弁護士を解任したことについて、成功報酬に関する約定における条件の成就を妨害されたとして成功報酬相当額を請求しているものです(なお、各訴訟については、いずれも当社の請求を棄却する判決が下されて確定しております)。

しかしながら、小宮弁護士は、平成 21 年 1 月 15 日に当社において設置された当社の経営調査委員会の第三者委員に就任し、かつ、平成 21 年 2 月 13 日に同じく当社において設置された経営問題対応委員会の委員に就任して、前記各訴訟事件にかかる事案の調査と訴訟提起の是非について専門家たる弁護士として適正・妥当な意見を述べるよう委任されていたところ、①事件に関しては、何らかの勤務実態はあったものと推察されるとの結論に至っていながらも、当社元代表取締役らからは回答期限までに回答が得られず、当社元取締役からは不誠実な回答しか得られなかったので、真実を明らかにするために訴訟提起が妥当であるとの結論に賛成し、かつ、②事件に関しては、単に「不当な減額取引が確認された」との理由で提訴が妥当であるとの結論に賛成しており、取締役会議事録や稟議決済過程等の事実の検証が不十分な点があった上、いわゆる経営判断の原則に関する判例理論・立証責任論を踏まえていない安易な結論を出されました。特に各訴訟事件は訴額としても大きく、当時は当社の定時株主総会及び監査法人による監査意見表明を直前に控えており、安易に提訴すれば監査意見が留保されて、当社の株式が監理銘柄に指定されて当社の信用が失われるリスクを孕んでいたことは明らかな状況であったにもかかわらず、小宮弁護士は、事実確認及び適正な法的検討を怠ったままに訴訟を提起することに賛成したものです。

この提訴の結果、監査法人による監査意見の表明が留保されて有価証券報告書の提出ができず、当社の株式は監理銘柄に指定されるという事態となりましたことは平成21年3月30日に「有価証券報告書の提出遅延に関するお知らせ」として開示したとおりです。当社は、同日改めて第三者調査委員会を設立し(同日付「第三者調査委員会の設立に関するお知らせ」参照)、②事件及びそれに関連する取引の適法性について調査を依頼し、平成21年4月20日には、いずれの取引も適法であるとの結論を得たことから有価証券報告書の提出ができ、同年4月30日に監理銘柄の指定は解除されました。

このように小宮弁護士は、単に訴訟の代理人に就任したというだけではなく、もともと経営調査

委員会あるいは経営問題対応委員会の委員として、各訴訟提起の是非について第三者の専門家として適法・妥当に助言すべき義務があったところ、同弁護士が提訴に賛成するとの意見は、十分な調査及び法令・判例の適用を誤って性急な提訴に踏み切らせたことは明らかであって、委任契約における善管注意義務違反があるものと思料されます。

そこで、当社としては、小宮弁護士に対し、反訴の提起を行うことについて、取締役会において 決議いたしました。

- 2. 反訴を提起した裁判所および年月日
- (1) 反訴裁判所 東京地方裁判所
- (2) 反訴年月日 平成25年7月29日
- 3. 訴訟を提起した相手方
- (1)被告 小宮清
- (2)住所 東京都中央区京橋三丁目6番1号 秋葉ビル6階 小宮法律事務所
- 4. 反訴の内容および請求金額
- (1) 請求内容 委任契約における善管注意義務違反に基づく損害賠償請求
- (2)請求金額 3132万8405円

小宮弁護士に対して支払った各訴訟事件及び保全事件の着手金相当額と再度組織した第三 者調査委員会の調査費用及び報酬相当額の合計です。

## 5. 今後の見通し

本件反訴による当社の業績に与える影響は、現時点では未定です。今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上